

徳島県告示第二百三十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 契約に係る特定役務の名称及び数量

徳島県ZEV・蓄電池等導入事業費補助金（物価高騰対応重点支援）事務局運営業務一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課脱炭素推進室

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和六年三月二十五日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ネオビエント

板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬三四番地八

五 契約金額

四千四百七十九万九千七百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号